

## 「容量市場業務マニュアル 実効性テスト編（対象実需給年度：2024年度）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	6	オンライン指令による性能確認試験結果とは、どのような様式での提出が求められているか。	<p>オンライン指令による性能確認試験結果の書類につきましては、一般送配電事業者との性能確認試験時に作成された試験結果を、PDF形式等の電子ファイルにて容量市場システムにご提出ください。</p> <p>提出方法の詳細については、以下URLより「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録編）（対象実需給年度：2024年度）」の3.1.1-I発動指令電源の電源等情報の登録申込（68～74ページ）をご参照ください。</p> <p><a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html">https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html</a></p>
2	6	<p>「オンライン機能（簡易指令システムを含む）の具備」について、実効性テスト実施時と実需給時で、DR 通知等に使用するシステムが同一であることが必須でしょうか？</p> <p>（システムにおけるオンライン機能（簡易指令システムを含む）＝DR 発動の受令機能が同一のものであれば、その他のシステム機能に改修が加わっていても問題ないでしょうか？）</p>	改修は可能です。改修後はオンライン機能の試験成績書のご提出をお願いします。
3	6	「オンライン機能（簡易指令システムを含む）の具備について」において、「通信対向試験を実施したうえで、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を容量市場システムに提出する必要があり、…その提出期限は夏季の場合は2022年6月20日、冬季の場合は2022年11月18日までとなります」との記載があります。一方、「容量市場業務マニュアル（メインオークションの参加登録編）（対象実需給年度：2024年度）」3.1.1 I-1においては、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果の提出は実効性テストの前（2022年2月末…）までに登録することと読み取れます。これらは同一の書式を指していると認識しておりますが、どちらの期限が正しいでしょうか。	<p>どちらの記載も正しい記載となります。</p> <p>容量提供事業者（メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者）の場合は、2022年2月末までであり、容量市場へ参加予定の事業者（メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者、または追加オークションから参加する事業者）の場合は、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2022年6月20日、冬季の場合は2022年11月18日までとなります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
4	6	最下部の提出期限とは、オンライン指令による性能確認試験結果の提出期限ですか？上段では2月末とあり、どちらが正しいのでしょうか？	どちらの記載も正しい記載となります。 容量提供事業者（メインオークションで容量確保契約書を締結済の事業者）の場合は、2022年2月末までであり、容量市場へ参加予定の事業者（メインオークションの非落札者で追加オークションに参加する事業者、または追加オークションから参加する事業者）の場合は、実効性テストの実施時期が夏季の場合は2022年6月20日、冬季の場合は2022年11月18日までとなります。
5	6	注2の「オンライン機能（簡易指令システムを含む）の具備」に関しまして、発動指令電源提供者は、2022年2月末までに、通信対向試験を実施して、性能確認試験結果を提出する必要があると記載されていますが、工期を要する新規工事の通信対向試験の結果（1エリア分）のみとして頂き、エリア拡大分の性能確認試験結果については、容量市場へ参加予定の事業者と同様に実効性テストまでの提出までとして頂きたい。	発動指令電源提供者は、エリア拡大分の性能確認試験結果についても2022年2月末までの提出をお願いします。
6	6	実効性テストの指令の日時はランダムではあるものの、予備率の低い時など、実際の発動状況と近い時に発令することが適切と考えますので、指令の日時の選定にあたっては考慮頂きたい。	必ずしも予備率の低い時に発令するとは限りません。実効性テストの実施指令を受令したら、適切にご対応をお願いします。
7	7	【該当箇所】最新のサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類（電源I'の契約書の写し等） 【質問】当該書面の提出は同じく容量市場システムにて提出をすることになるか。契約書写しの提出となった場合、全頁の写しが必要か、もしくは冒頭及び捺印箇所のみで問題ないか。	電源I'の契約書の写しの場合は、表紙および契約年度、捺印、サイバーセキュリティガイドラインに準拠していることが分かる箇所が記載されているページのみで可能です。
8	7	「最新のERABに関するサイバーセキュリティガイドラインに準拠していることがわかる書類」について、記載頂いている電源I'の契約書の写し他に、ERABガイドラインの項目を踏まえて事業者が策定することが求められております、実運用に耐えうる「詳細対策要件書」は、該当するでしょうか？また、提出方法や提出場所の記載がないと思いますので、記載を検討頂きたい。	提出書類の代替については個別に判断いたします。 提出方法、提出先は本マニュアル15ページに記載のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
9	11	<p>【要望】「電源等の名称」の必要書類として、低圧リソースの場合を想定して「低圧配電線への系統連系協議依頼表」の記載がありますが、お客様が控えを所持している可能性は低いと考えます。2021年4月1日～4月7日の期間の電力広域的運営推進機関の容量市場参加登録係様との問い合わせのやり取りの中で、受電地点特定番号と名義の記載がある「送配電事業者から毎月いただいている「〇月間電力量のお知らせについて（発電者）」をエビデンスとすることは合理的と考えます。当該書類をエビデンスとすることを否定するような記載になっていた場合には、パブコメにてご意見を頂戴できればと思います。」と回答をいただいております。「〇月間電力量のお知らせについて（発電者）」が明確にエビデンスとして利用できるような修正をお願いできますでしょうか。</p> <p>※P15の「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用としていただける場合は、修正なしでも問題ないと考えます</p>	<p>ご意見内にも記載のとおり、本マニュアル15ページの「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用がなされます。</p>
10	11	<p>電源等の名称について、必要書類に記載されている名称と、電源等リストに記載する名称を完全一致させる必要があるのか。（例えば必要書類には「〇〇市」と記載してあるが、電源等リストには「〇〇クリーンセンター」と記載したい場合など。自治体設備が複数ある場合、名称が重複することを懸念。）</p>	<p>電源等の名称に文字制限はありませんので、必要書類に記載の電源等名称に加えて判別可能な名称を追記していただくことは可能です。</p>
11	12	<p>受電地点特定番号を確認できる証憑として「発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表」が提示されているが、これら書式に地点番号を記載しないTSOもしくは契約締結時のみ掲示をして継続的に掲示をしないTSOと運用がまちまちです。書式提出までにこれら状況のご改善をocctoとしていただけないでしょうか。</p>	<p>各エリアの一般送配電事業者が発行する書類の運用統一については、本機関として対応いたしかねます。</p> <p>「発電量調整供給契約にもとづく受電地点明細表」に受電地点特定番号の記載が無い場合等のために、当該項目の証憑書類として複数の中から「いずれか1点」をご提出いただくようにしております。</p>

No.	頁	ご意見	回答
12	12	<p>【要望】「受電地点特定番号」の必要書類として、低圧リソースの場合を想定して「売電検針票」「購入電力量のお知らせ」の記載がありますが、売電検針票は存在しないと思います(少なくとも存在しないケースがあると思われます)。仮にあったとしても、お客さまが保持している書類であり、きちんと管理されている可能性は低いと考えます。2021年4月1日～4月7日の期間の電力広域的運営推進機関の容量市場参加登録係様との問い合わせのやり取りの中で、受電地点特定番号のエビデンスとしては受電地点特定番号と名義の記載がある「送配電事業者から毎月いただいている「〇月間電力量のお知らせについて（発電者）」で問題ない」と回答をいただいております。「〇月間電力量のお知らせについて（発電者）」であったり、アグリゲータが必要項目を取りまとめたリストもエビデンスとして利用できるような修正をお願いできますでしょうか。</p> <p>※P15の「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用としていただける場合は、修正なしでも問題ないと考えます</p>	<p>ご意見内にも記載のとおり、本マニュアル15ページの「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用がなされます。</p>
13	12	<p>受電地点特定番号を確認できる書類として、「売電契約にかかる契約書」も認められないか。(必要書類として例示してほしい)</p> <p>「売電契約にかかる契約書」が認められる場合、提出書類は該当箇所の抜粋でも問題ないか。(契約書鑑や該当ページのみ提出)</p>	<p>受電地点特定番号が確認できる書類であれば代替可能と考えておりますが、代替書類については個別に判断させていただきます。</p>

No.	頁	ご意見	回答
14	12	<p>【要望】「電源種別の区分」「発電方式の区分」「設備容量」のエビデンスとして、低圧リソースの場合を想定して「低圧配電線への系統連系協議依頼表」の記載がありますが、お客様が控えを所持している可能性は低いと考えます。</p> <p>2021年4月1日～4月7日の期間の電力広域的運営推進機関の容量市場参加登録係様との問い合わせのやり取りの中で、家庭用燃料電池の場合は、「家庭用燃料電池のカタログ、取扱説明書の仕様欄等で代替することで問題ありません。」と回答をいただいております。「商品カタログ」や「取扱説明書の仕様欄等」が明確にエビデンスとして利用できるような修正をお願いできますでしょうか。</p> <p>※P15の「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用としていただける場合は、修正なしでも問題ないと考えます</p>	<p>ご意見内にも記載のとおり、本マニュアル15ページの「注3：提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。」に該当した運用がなされます。</p>
15	12	<p>必須書類において、需要家との合意書に「需要家名」、「エリア名」、「供給地点特定番号」、「所在地」を記載があれば、電気料金請求書や検針票等の代替書類として認めていただくことは可能か。</p>	<p>該当項目が確認できる書類であれば代替可能と考えておりますが、代替書類については個別に判断させていただきます。</p>
16	13	<p>表中の「常時系統エリアを確認できる書類」とは所在地が記載されていれば他の書類で代用可能でしょうか？</p>	<p>「常時系統エリアを確認できる書類」については誤植です。提出は不要となります。</p>
17	13	<p>※2について確認ですが、2024年度にバイオマス上限比率を設定して参加する電源について、2022年度、2023年度分においては実際のFIT制度上の提出は不要であり、予定の上限比率にて実効性テストの評価がされるということで良いでしょうか？</p>	<p>記載のとおり、FITの適用を受けているバイオマス混焼設備に係る提出書類（変更認定通知書等）は、電源等リスト登録時点までにバイオマス混焼FIT調達上限比率[%]を設定しない場合、その時点では提出不要です。</p> <p>その場合、電源等リスト登録時点では、2024年度までに設定予定の比率[%]を予定バイオマス比率[%]として登録していただき、実効性テストはその予定バイオマス比率を用いて実績算定・評価を行います。</p>

No.	頁	ご意見	回答
18	14	需要抑制の場合において提出が必要となる、需要家との合意書に様式やサンプル等はあるか。	需要家との合意書につきまして、本機関にて準備したフォーマットなどはございません。各事業者におかれまして、当該需要家との合意が得られたことがわかる書類等をご準備・ご提出をお願いします。
19	14	<p>&lt;提出書類の準備（需要抑制）&gt;の欄に「・需要家との合意書」とありますが、「需要家との合意が認められる証跡等」と範疇を広くしていただきますようにご検討ください。</p> <p>需要抑制で参加予定の需要家の一部は既にDRサービスを契約中であり、サービス契約中需要家に対しては、当該サービスの約款変更および約款変更後の電子承認等による手段により、容量市場への参加同意を得ることを検討しております。</p> <p>需要家数が約5000件でありWebによる同意取得を前提としており、これらを許容いただくようお願いいたします。</p>	本機関において、需要家との合意が得られていることが確認できる方法であれば問題ありませんが、個別に判断させていただきます。
20	14	<p>&lt;提出書類の準備（需要抑制）&gt;の欄に「・需要家との合意書」とありますが、「需要家との合意が認められる証跡等」と範疇を広くしていただきますようにご検討ください。</p> <p>需要抑制で参加予定の需要家の一部は既にDRサービスを契約中（約5,000件）であり、サービス契約中需要家に対しては、当該サービスの約款変更により容量市場への参加同意を得ることを検討しており、これらを認めていただきますようお願いいたします。</p>	本マニュアル15ページの「注3：提出書類の代替について」に記載のとおり、提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外でも代替可能です。
21	14	<p>需要家名、所在地、供給地点特定番号の3点が確認できる書類であれば、電気料金請求書、検針票以外の書類（例えば、電気供給にかかる契約書）でも良いか。（必要書類として例示してほしい）</p> <p>昨今はインターネット上で確認をするのみとなっているケースが多く、またインターネットで表示されている電気料金請求書には、各小売りで設定している「お客さま番号」しか記載されていないケースが多いため、記載以外のケースについても認めていただきたい。</p>	該当項目が確認できる書類であれば代替可能と考えておりますが、代替書類については個別に判断させていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
22	14	需要家名を確認できる書類について、「需要家名、所在地、供給地点特定番号が記載されている書類」と「需要家との合意書」について、需要家名の完全一致は求められない（同一需要家と認められる程度の差異は許容される）との理解でよいか。	「需要家との合意書」についても供給地点特定番号が併記されていることが望ましいと考えますが、同一需要家と判断できない場合は、提出書類として認められません。
23	14	「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）」p.43の「b 電源等リストの具体的な登録項目および提出書類（需要家の場合）」の表において、「エリア名」「所在地」は、「提出書類なし」と記載されています。本マニュアルで、「エリア名」「所在地」に係る書類を提出してくださいと記載されておりますが、不要と考えますので、記載を修正頂きたい。	ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。
24	15	【該当箇所】電源等リストを 2022年2月末までに登録してください 【依頼】2022年2月末までに電源等リストを登録し、その後2023年10月までは変更ができないとのことだが、柔軟な対応をお願いしたい。仮に冬期に実効性テストを実施する場合は約1年以上も前に需要家を確定させることとなるが、なぜ1年間という長い期間が必要なのか。	実効性テストにおきましては、実効性テスト期間中にリソースの重複がないことを確認する必要があります。 例えば、夏に登録されていたリソースが削除され、冬に別の電源等リストのリソースとして活用された場合、重複しないこととなります。このため、実需給2年度前の2月末に電源等リストを確定して、実効性テスト終了後までは電源等リストの変更を認めないこととしております。
25	15	【該当箇所】注1：書類提出のタイミングについて発動指令電源の提出書類は、電源等リストの登録期限である2022年2末日までに提出してください。提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長することがあります。 【質問】合理的な理由とは何か？公平性の観点からも具体的に明示していただきたい。	証憑書類について提出期限までに提出できない場合は、本機関までその旨をご連絡いただき、その理由について確認させていただきます。合理的な理由か否かは個別に判断するため、予めどのような理由が合理的な理由となるかはお示しいたしません。
26	15	書類の提出にあたっては、電磁的記録媒体（CD-R等）での郵送ではなく容量市場システムを通じでのアップロードとできないか。	電源等リストの証憑書類の提出につきましては、電磁的記録媒体（CD-R等）での郵送にてお願いいたします。

No.	頁	ご意見	回答
27	15	書類の提出方法は紙形式ではなくデータ形式とのことだが、全ての必要資料について、ファイル形式に指定はあるか。 電磁的記録媒体（CD-R等）での提出とのことだが、CD-R等については電源等リストごとに分けて作成する必要があるのか。 また、送付先住所が記載されているが、持ち込みはできるのか。	ファイル形式は指定しておりませんので、PDF、エクセル等の一般的なファイル形式であれば対応可能です。 電源等リスト単位でご提出いただく必要はありませんが、保存するファイル名等で電源等リストが特定できるようにお願いいたします。 なお、提出は郵送でお願いいたします。
28	15	「書類提出のタイミングについて」に関して、電磁的記録媒体での提出ということですが、期日として記載されている2022年2月末日に提出先（広域機関殿）に必着（発送ではなく到着期日）という理解でよろしいでしょうか？	2022年2月末日に本機関へ到着するよう郵送をお願いします。
29	15	注3: 提出書類の代替について 提出書類については、本機関が登録項目の内容を確認できると判断した場合に限り、本マニュアルで指定する書類以外で代替可能です。  との記載がありますが、個別事業者との協議過程において、代替可能であると判断した場合で、その代替が広範囲に適用可能であると想定される内容については、マニュアルやHP上でのお知らせ等で代替可能な提出書類として情報公開・提供いただくか等のご対応をお願いいたします。	ご要望として今後検討させていただきます。
30	17	表2-3 ⑩⑪⑫の部署、担当者名、電話番号については、容量市場システムでの担当者情報の登録内容との乖離があっても問題ないのでしょうか。また、本内容については、実需給期間中も含めて変更が生じた場合には、再提出が求められるという理解でしょうか。	容量市場システムに登録した内容をご記載をお願いします。 メールリングリストでのメール登録、代表電話、代表部署での登録も可能です。

No.	頁	ご意見	回答
31	18,19	<p>系統コード、BGコード等、提出に必要な書類等については発電者では把握していないため、発電者を通じて買取先の小売電気事業者等に確認する必要があるが、買取先の小売電気事業者等にとっては当該情報を提供する必要性を認識していない場合、アグリは当該情報の確認作業に相当の労力を要することが想定される。</p> <p>小売電気事業者等がスムーズに情報を提供するよう、御機関においてガイドラインの策定や小売電気事業者等に対する協力依頼文書の公表や広報活動、小売電気事業者等との交渉が難航した際の手当等について、関係各所との連携も含め、適切な処置がなされるよう対応をお願いしたい。</p>	<p>容量提供事業者と需要家および小売電気事業者等との交渉につきましては、本機関が関与する立場にありませんので、事業者間で協議をお願いいたします。</p>
32	19	<p>【質問】「併設蓄電池」の定義について確認です。今後、蓄電池を設置する需要家が増えていく中で、どの設備に併設されているものは捉え方次第かと思えます。例えば、工場内に太陽光発電と蓄電池をお持ちの需要家が容量市場に参加する場合、応札区分はどの電源区分になるのでしょうか。</p>	<p>本マニュアル22ページ注4に記載のとおり、蓄電池の併設有無により容量を提供する電源等の区分が変わることはありません。</p> <p>例えば、蓄電池が併設されている太陽光発電所単体では変動電源として扱われます。</p>
33	19	<p>発電BGコードはいつの時点のものが必要でしょうか？電源リスト登録する2月末時点では実効性テスト時点のBGコードが不明な場合はどのようにしたら良いでしょうか。p.30の変更は新設電源を想定されているようですが既設でもありえるため考慮をお願いします。</p>	<p>発電BGコードは、電源等リスト登録時のものをご登録いただき、変更された場合は都度変更手続きを行ってください。</p> <p>既設電源につきましては、電源等リスト登録時にBGコードが不明な場合は、その理由を確認のうえ、個別に判断いたします。</p>
34	20	<p>②FIT認定IDについて、「参加登録の時点でFIT認定を受けている場合」とは、「参加登録の時点でFIT調達期間が満了していない」との理解でよいか。（FIT認定については調達期間満了後も有効との法的建付けと史料）</p>	<p>募集要綱に記載のとおり、「参加登録時点でFIT 制度に基づく買取を受けている場合」となります。</p>
35	20	<p>29予定バイオマス比率[%] に対する各種証跡類または参照書類については不要という理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

No.	頁	ご意見	回答
36	21	<p>(ポジワット、ネガワットともに) 複数台の発電機で供給力を供出するような場合、発電機別に発電方式の区分が異なるような場合、様式9 電源等リストはどのように記載すれば良いのか。</p> <p>※発電機毎に取引用電力量が設置されているものではなく、1か所に1台のポジワット計量用、1台のネガワット計量用の電力量計がある計量方式をイメージ。</p>	<p>代表的な発電方式の区分を記載してください。</p>
37	21	<p>16需要家名 需要家名は、提出する検針票等と合意書の記載名称を統一する必要があるということでしょうか。</p>	<p>必ずしも統一する必要はありませんが、同一需要家と判断できない場合は、提出書類として認められません。</p>
38	22	<p>・「風力、太陽光、水力（自流式）は、その他発動指令電源リソースと組み合わせる場合は、アグリゲートリソースとして参加可能」と記載があるが、容量市場メインオークション募集要綱P11の発動指令電源における電源等要件には、「ただし、変動電源および変動電源のみを組み合わせたものを除く」と記載があり、矛盾が生じている。この注記の記載は、実効性テストにおけるリスト単位で、アグリゲーションが可能という意味なのか、それとも、1地点において、構内負荷と変動電源設備があり、ネガポジ混在で参加する場合において、当該箇所は発動指令電源として参加可能ということを示しているのかを明確にして頂きたい。(①)</p> <p>・（参加可能である場合）アグリゲートできるのは、容量市場メインオークション募集要綱P11に記載する変動電源（単独）、変動電源（アグリゲート）のいずれも対象となるのか。(②)</p> <p>・（参加可能である場合）発動指令電源という電源区分としてみなされることから、期待容量は、容量市場メインオークション募集要綱P22の発動指令電源の期待容量算定方法である「実績および将来的な計画を踏まえて算定」すればよいのか。(③)</p>	<p>(①) 電源等リスト単位でアグリゲーションが可能という意味です。なお、電源等リストに、風力、太陽光、水力（自流式）を記載する場合には、DR等の他の発動指令電源リソースも記載する必要があります。</p> <p>(②) 変動電源（単独）は、該当いたしません。</p> <p>(③) 発動指令電源の期待容量はビジネスプラン申請書に基づき、実績および将来的な計画を踏まえて算定してください。</p>
39	26	<p>審査結果(合格/不合格)は、電源等リスト単位という理解で良いでしょうか？</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

No.	頁	ご意見	回答
40	29	【要望】注釈1において、電源等リストの不備がある場合の対応については不備の判明連絡から再提出までの期間が5営業日とありますが、不備の内容・数によっては、5営業日以内にお客さまへの確認依頼や、その回答の受領が完了しない可能性がございます。不備があった場合の連絡を、3月末から4月上旬にかけてご連絡いただくことをご検討いただけますでしょうか。	適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022年4月末日の5営業日前までに行う不合格通知を、2022年4月末日の10営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。
41	29	注1で不備がある場合の通知期限と解消期限までの期間が短すぎる。需要家や電源、他のアグリゲーターとの協議が必要になる場合も鑑みると、遅くとも4月末日の15営業日前までには通知がほしいです。	適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022年4月末日の5営業日前までに行う不合格通知を、2022年4月末日の10営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。
42	29	電源等リストに不備がある場合の取扱いについて、不合格の通知後5日以内の再申込や、2022年4月末日の5営業日前までに不合格通知⇒4月末日に審査終了等、不備解消のための期間があまりにも短納期過ぎる。各リソースに対する確認作業や場合によっては小売電気事業者等への確認が必要になる場合もあり、相応の時間を要する可能性がある。不備解消が間に合わず市場退出となる電源等が続出する虞もある。発動指令電源も需給ひっ迫期における重要な電源としての役割を果たしており、できる限り多くのリソースが参加できる状況を整えるべきではないか。 また、「電源等情報審査詳細画面」で確認可能な不合格理由について、不備があった箇所の内容をどの程度詳細まで公表いただけるのか。	適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022年4月末日の5営業日前までに行う不合格通知を、2022年4月末日の10営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。

No.	頁	ご意見	回答
43	29	<p>注1 リストに不備がある場合の不備内容について、「内容確認、需要家への連絡、書類の受領、確認、変更内容の提出」といったプロセスを鑑みると、5営業日以内での完了は難しいことが想定されます。このため、4月末日を審査完了期限として設定する場合、不備の連絡については、遅くとも4月5日頃までに事業者へ通知していただくようお願いいたします。または、変更の提出を「4月末または不備の連絡受領以降15営業日のうちいずれか遅い期日」としていただくようご検討をお願いいたします。</p>	<p>適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022年4月末日の5営業日前までに行う不合格通知を、2022年4月末日の10営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。</p>
44	29	<p>電源リストに不備がある場合の対応について、例えば、他の事業者と重複がある場合は、需要家・電源所有者・他の事業者への確認・協議が発生するなど、5営業日で対応が難しい可能性もあるため、その場合は柔軟に期日を調整させて頂きたい。また、4月末日に不備を解消する観点からは、申込後なるべく可能な限り早く、審査結果の通知を頂きたい。</p>	<p>適切に不備を解消していただく期間を確保するため、2022年4月末日の5営業日前までに行う不合格通知を、2022年4月末日の10営業日前までに通知するように変更します。なお、順次審査を行い不備等があった場合は、10営業日前を待たずに都度、不合格通知を行い事業者さまの対応期間を確保するよう努めて参ります。</p>
45	29	<p>注3で言及される調達オークションとは、追加オークションを指すということでしょうか？</p>	<p>容量確保契約約款の第6条1.に記載のとおり、調達オークションとは、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークションのことを指します。 同条項に記載のとおり、調達オークションとリリースオークションをあわせて、「追加オークション」と称します。</p>
46	29	<p>再申込に係るエビデンスの送付（郵送）については、5営業日の期限に含まれるのか。その場合、緊急時はメールでの事前確認等の対応はとれるのか。</p>	<p>送付が間に合わない場合、個別に判断させていただきます。</p>
47	29	<p>「電源等リストの登録が完了しない場合、容量確保契約書を締結していない発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークションの参加や、差替契約の締結が不可能となります。」とありますが、電源等リストの登録が完了せず、容量確保契約書を締結している発動指令電源は、実効性テストの実施、調達オークション参加、差し替え契約の締結は、どのように可能なのでしょうか。可能な場合、並列でそれまでのプロセスを追記いただけるようお願いいたします。</p>	<p>容量確保契約書を締結している発動指令電源が、電源等リストの登録が完了しなかった場合は、全量、市場退出となります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
48	30	<p>【質問】注釈2において、発動実績の報告までに計量値が取得できない地点がある場合、電源等リストから該地点を削除とありますが、注釈4において、電源等リストの変更は電源等リスト提出～2023年10月までできないとあります。これは、計量値の取得が不可能な地点の削除のみは受付するが、その他の変更は受付しない、という理解で正しいでしょうか。(①)</p> <p>また、計量値の取得が不可能となる、当該地点削除の申請については、P31以降の2.2.1 電源等リストの変更申込のフローに沿って実施するという理解で正しいでしょうか。(②)</p> <p>併せて、注2の発動実績を報告する前に削除申請をする場合も、P32の注2のように10日締め切り、翌1日反映のスケジュールとなりますでしょうか。(③)</p> <p>仮にそのスケジュールとなる場合、発動実績の報告時点においてリストから削除されていない場合、事業者からの報告において、当該地点を削除の上で報告して良いでしょうか。(④)</p>	<p>(①) ご認識のとおりです。削除以外の変更は不可となります。</p> <p>(②) ご認識のとおりです。31ページ以降の変更申込フローに沿って実施してください。</p> <p>(③) すみやかに削除申請を実施してください。</p> <p>なお、電源等リストの提出時には、計量値が取得可能な地点について電源等リストへの登録をお願いします。やむを得ない場合のみ削除申請を実施してください。</p>
49	30	<p>計量値が取得できない地点、とあるが、P7には記録型計量器・自動検針未対応地点については、TSOによってプロファイリングされた計量値を用いて実績評価するとの記載がある。</p> <p>プロファイリングされた計量値を用いる地点については、注2には当てはまらないという認識でよいか。</p>	<p>注2の計量値が取得できない場合とは、電源等リストへ登録した地点について、容量提供事業者が託送契約を締結する小売電気事業者等から計量値を受領できない場合を指しております。</p>
50	30	<p>実効性テスト後の電源等リストの変更にあたってはなにか制約は無いのでしょうか？リスト内のリソースが減少しても問題ないのでしょうか？</p>	<p>電源等リストの変更により、リスト内のリソースの数が減少しても問題ありません。</p>

No.	頁	ご意見	回答
51	30	<p>【該当箇所】注4：電源等リストの変更受付期間について 実効性テスト後の電源等リストの変更の申込可能期間は、2023年10月から2025年2月10日までとなります。2023年9月末までの期間は、電源等リストを変更することはできません。</p> <p>【質問】2年以上前の実効性テストの前に変更が不可で、一番重要な実期間中に変更が可能ということに合理性を感じられないが理由はなぜか？</p>	<p>実需給断面においては、変更追加があった時点の重複確認をすれば問題ありませんが、実効性テストにおいては、実効性テスト期間中にリソースの重複がないことを確認する必要があります。</p> <p>実効性テスト期間中において、例えば、夏に登録されていたリソースが削除され、冬に別の電源等リストのリソースとして活用された場合、重複しないことになります。</p> <p>このため、実需給2年度前の2月末に電源等リストを確定して、実効性テスト終了後までは電源等リストの変更を認めないこととしております。</p>
52	31	<p>電源等リストへの電源または需要抑制の追加は、追加対象設備については実効性テストへの参加または他の一般送配電事業者との発動実績等がなくとも提出書類の審査で実施可能という理解でおりますでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
53	32	<p>【該当箇所】注2：電源等リストの変更申込の締め切りについて 実需給期間中の電源等リストの変更申込は毎月10日に締め切り、当月中に審査結果を通知します。前月11日～当月10日までの期間に申込まれた、かつ、書類等に不備がない場合、最短で翌月1日から変更済みの電源等リストが有効となります。</p> <p>【質問】変更申込審査中に発動があった場合の評価対象電源は、申込前の電源となるか。</p>	<p>実需給期間中において、電源等リストの変更申込審査中に発動指令が発令された場合は、変更申込前の電源等リストにて実績評価を行います。</p>
54	35	<p>実効性テストを行うにあたり、特定卸供給事業者のライセンスは必要となるか否かを記載していただけないでしょうか。</p>	<p>実効性テストを受けるにあたり、特定卸供給事業者のライセンスは不要です。</p> <p>必要なものに関しては、業務マニュアル内に記載してまいります。</p>
55	35	<p>3時間前の発動後に1時間前のゲートクローズまでにいわゆる経済DRと同様の計画提出が必要ということか？その場合、各リソースが所属する需要抑制BGは同一である必要があるか？</p>	<p>1時間前のゲートクローズまでに計画提出が必要となります。また、各リソースが属する需要抑制BGは同一である必要はありません。</p>

No.	頁	ご意見	回答
56	35	注1：実効性テストの希望時期について、容量市場開設初年度でもあり、参加するリソースの本制度に対する習熟を促す観点でも、確実に希望する時期に実施すべき。また、すでに実効性テストの実施時期についてはお客さまと交渉済みであるため、どうしても希望どおりにならない場合があるのであれば、その理由・基準を事前に示すべき。	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
57	35	注1：実効性テストの希望時期について これまでの説明資料においては、こういった説明はなく、参加事業者とも事前に協議をしている都合上、本文言は削除いただき、原則希望通りの発動時期となるようご調整いただきますようご対応お願いいたします。	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
58	35	注1に、実効性テストの季節が、希望通りにならない可能性がある旨、記載されていますが、過去の説明会資料では季節について希望に沿って頂ける記述がありますので、なるべく希望通りに調整頂くようお願い致します。 (参考：過去の説明会資料) 容量市場の説明会資料「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・パネルティの概要（対象実需給年度：2024年度）」p.43 「実効性テストは、期間中の発動指令時の応動性を確認するためのものですので、季節の希望は何うものの、日時の指定はできません」	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
59	35	「実効性テストの希望時期については、～調整の結果、希望どおりにならない場合があります」と記載されておりましたが、こういったケースを想定された記載でしょうか？例えば、夏季に希望した事業者が申込順で定員が決まっており、後発の事業者は希望どおりとならない可能性があるというイメージでしょうか？	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
60	35	【質問】注釈3において、発生したkWhは販売で確実に処理するとありますが、例えばJEPX・1時間前市場で約定しなかった場合については、(補足説明資料P18で記載される「調整力精算」ではなく、)従来通りインバランス精算される認識で正しいでしょうか。	実効性テスト期間においても、すべての事業者は計画値同時同量を実施し電力の安定的な供給を担っていただいております。そのような状況でインバランスを発生させることは安定的な供給を損ねる要因となります。そのため、実効性テストで発生したkWhについては、余剰インバランスを意図的に発生させないよう適切にご対応をお願いします。

No.	頁	ご意見	回答
61	35	注3について卸電力取引所で約定しない、買い取る小売電気事業者がいない場合はどうなりますでしょうか？	実効性テスト期間においても、すべての事業者は計画値同時同量を実施し電力の安定的な供給を担っていただいております。そのような状況でインバランスを発生させることは安定的な供給を損ねる要因となります。そのため、実効性テストで発生した kWh については、余剰インバランスを意図的に発生させないよう適切にご対応をお願いします。
62	35	<p>「注3：実効性テストで発生した電力量の取扱いについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性テストを実施する目的は、あくまでも容量確保契約容量以上の供給力が供出できるかを確認するためのものであり、発生したkWhを小売や市場に提供することが目的ではない。</li> <li>・市場供出を実施するためには、特定卸供給事業者ライセンスを取得した後、属地のTSOと託送契約を締結する必要があるが、22年4月の特定卸供給事業者ライセンス開始以降に当該手続きを実施するため、夏季の実効性テストには間に合わない可能性がある。</li> <li>・43ページに「調整力としての精算が行われません」とあるが、実効性テストが実施されるタイミングは必ずしも需給が逼迫しているタイミングとは限らない中、実効性テスト実施に伴い大量の玉が時間前市場に流れ込むことが想定されるが、GC直前でもあり、約定せず結果してkWhの精算が行われない可能性が高い。</li> <li>・実効性テストは最大年3回であり、この3回のために属地TSOとの託送契約手続きや各種計画提出、JEPXの会員資格取得等、多大な業務が発生しアグリにとっては相当の負担である。</li> <li>・以上のことから、実効性テストで発生した電力量について、特段の用途制約を設けるべきではなく、事業者の裁量にゆだねられるべきではないか。</li> <li>・また、仮に小売電気事業者への供給および卸電力取引所への入札等が実施されなかった場合でも、特段のペナルティは課されないとの理解でよいか。</li> </ul>	<p>特定卸供給事業者ライセンス取得にかかわらず、託送契約の締結は可能と考えます。間に合わない場合は、冬季の実効性テストを希望する等、事業者さまのご判断でご対応願います。</p> <p>実効性テスト期間においても、すべての事業者は計画値同時同量を実施し電力の安定的な供給を担っていただいております。そのような状況でインバランスを発生させることは安定的な供給を損ねる要因となります。そのため、実効性テストで発生した kWh については、余剰インバランスを意図的に発生させないよう適切にご対応をお願いします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
63	35	<p>注3：実効性テストで発生した電力量(キロワットアワー)の扱いについて            需要抑制で参加する事業者の場合、既存の相対契約やJEPX取引等の実績がなく新たに実効性テストのために契約を行い、実効性テスト以降実需給までの1年超については、契約する必要がないためその実効性テスト終了後速やかに解約し、新たに実需給時に契約する、というフローが想定されます。実効性テストは多くとも年間3回の発動への対応であり、かつ3時間前の発動後、取引有無が判明するというものであり、既存契約のない需要抑制で参加する事業者にとってそのためだけに契約を行うことは負担が大きくなってしまいます。一定規模以上の取引（例えば5,000kW等）に対してのみキロワットアワーの取扱いを定める、調整力公募の試験に準じて取り決める、等効率的かつ合理的に進められる方法をご提示いただけますようお願いいたします。</p>	<p>発動指令電源の容量提供事業者が、実効性テストで発生した電力量を売電するために、相対契約やJEPX取引の契約を締結することは、当該事業者の責務と考えます。適切にご対応いただくようご準備をお願いします。</p>
64	35	<p>実需給年度においては一般送配電事業者の精算があるか？</p>	<p>実需給年度において発動指令が発令され、卸電力市場等への応札を行っても未約定となった場合には、一般送配電事業者により調整力として活用・精算されます。</p>
65	35	<p>電源 I'へ参加する需要家が実効性テストを受ける場合、調整電源での需要抑制BG組成が必要と認識している。この場合、電源 I'に参加している事業者が容量市場の事業者と異なる場合、どういったBG組成が望ましいのか。電源 I'にて調整電源BGを先に組成してしまっている場合、容量市場の事業者にとっては協議が複雑化すると考えるため。（テスト日のみ調整電源BGの使用許諾を得る形は考えられるが、テストで生じた電力量の仕分けなど、協議事項が多く複雑であると推測するため。）また実効性テストはネガワット調整金の対象となるかご教示いただき度い。</p>	<p>実効性テストにおいては、需要抑制バランシンググループの組成に制約等はありませんが、電源 I'契約および需要抑制量調整供給契約に関する制約等については、属地一般送配電事業者へお問い合わせください。なお、電源 I'の契約者と容量提供事業者が異なる場合、電源 I'の実績を実効性テストの代替として利用することはできませんのでご留意願います。            また、ネガワット調整金は、小売電気事業者とアグリゲーターとの間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、アグリゲーターが小売電気事業者に対して支払う金額であり、小売・アグリゲーター双方で合意すべき内容のため、本機関が関与する内容ではございません。</p>

No.	頁	ご意見	回答
66	35	注4：実効性テストにおけるバランシンググループの組成について」で、実効性テストでは、発電バランシンググループの組成に制約等はないと記載があるが、調整力公募電源 I' においては、逆潮流箇所および逆潮流アグリゲーション（ネガボジアグリ含む）箇所については、単独で調整電源 B G を組成する必要があるが、容量市場において取引されるのは「供給力」であるため、単独での調整電源 B G を組成する必要性はなく、その他電源と組成する非調整電源 B G のままでも良いという理解で良いか。また、実効性テスト以降の実需給年度においても同様の考え方となるのか。	実効性テストでは、単独での調整電源 B G を組成する必要はありません。実需給における発動指令については、本マニュアルの対象外となりますので別途公表いたします。
67	38	「2022年6月10日までに、発動指令電源提供者および容量市場へ参加予定の事業者へ、属地一般送配電事業者から確定した実効性テストの実施時期(夏季もしくは冬季)の調整結果がメールで通知されます。」と記載がございましたが、希望時期の「夏」・「冬」が希望通りにならないことがあるのは、どういった理由からでしょうか。（任意に発動指令提供者が決定できるようにしてほしい）	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
68	38	実効性テスト実施時期の調整が希望季節で実施可能ということでしたら別ですが、そうでない可能性がある場合、2022年6月10日までの実施時期の通知では、対応できない可能性があります。希望季節での実施に対応いただくか、そうでない場合は、発動季節の2カ月前までには（5月1日）通知をいただけるようご検討願います。	実効性テストの希望時期の偏在や申込数により調整困難なことを想定した記載としておりましたが、事業者さまからのご意見も踏まえ、原則、事業者の希望時期に実効性テストを行うことに修正いたします。
69	40	実効性テスト以外の調整力公募などの実績を当該リストの一部リソースだけに適用することが可能か再検討頂きたい。特に2025年度分以降の実効性テストにおいて、2024年度とすべての需要家が一致するとは考えにくく、毎年の再テストをすべてのリソースで実施することとなる。	実効性テストではアグリゲーター能力を評価することで、リソースの能力も確認することとしております。そのため、電源 I' の実績を代替する場合、電源 I' と電源等リストそれぞれに記載ある需要家・電源等が完全に一致している必要はありませんが、電源等リストに記載のある需要家・電源等の全てが、電源 I' に含まれている場合も代替として認めることとしております。

No.	頁	ご意見	回答
70	40	容量市場システムへの入力について、実効性テスト以外の発動実績の利用希望（①）を有とした場合は実効性テスト実施時期（②）を空欄で登録する旨の記載がありますが、「夏季での実施を調整しておき、もし実効性テスト実施日までに電源 I' の発動があればその実績を利用し、実効性テストに代替する」といった対応は可能でしょうか？	ご認識のとおりです。他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。
71	42	実効性テスト対象の電源等と調整力公募対象の契約電源等が重複する場合に、同日中に実効性テストと電源 I' 発動指令が起こった際は、どちらの発動指令が優先されるのでしょうか？ 仮に、片方の発動指令が優先するというのではなく、実効性テストと電源 I' 発動指令が重複した場合、調整電力量（kWh）の精算はどうするのでしょうか？	電源 I' 厳気象対応調整力の公募において、「発動指令電源と電源 I' で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I' を同日に指令する場合、電源 I' の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う（なお、電源 I' 発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行なわない）。」旨とされておりますので、ご確認をお願いします。
72	42	実効性テストの実施日について、事前（前日以前）に通知を受けることは可能でしょうか？（実需給時の発動と同様、3 時間前までのオンライン機能を通じた通知のみなのでしょうか？）	事前の通知はありません。
73	42,43	実効性テスト期間中で、特定の6コマで実効性テストの実施指令を受令するとある一方で、2日連続で実施する場合がある、と記載されています。実効性テスト期間中に、2回以上受令する可能性があるのであれば、その旨が理解できるように表現の見直しを検討頂きたい。	2日連続で実施する場合は、各日の特定の6コマに関して実施指令を受令します。
74	43	実効性テストを2日連続で実施する可能性があるということだが、どういった理由で2日連続でテストが実施されるのか。また、基本的に実効性テストは1回(事業者側で2回目を希望しない限り)という理解でよいか。	過去の審議会において、電源 I' の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。なお、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テストを実施する可能性があることとしております。

No.	頁	ご意見	回答
75	43	実効性テストは1日1回だけか2日連続のいずれかであり、他のパターンは無い か？2日連続のテストはどのような場合に行われるのか？1日目終了時にこれ 以上の発動が無いことの連絡はあるか？	過去の審議会において、電源 I' の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指 令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。な お、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テ ストを実施する場合がありますこととしております。 なお、1日目終了時にこれ以上の発動が無いことの連絡はございません。
76	43	【該当箇所】2日連続で実施する場合がある 【質問】具体的にどのような場合を想定しているか。	過去の審議会において、電源 I' の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指 令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。な お、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テ ストを実施する場合がありますこととしております。
77	43	実効性テストを2日連続で実施する理由は何か。また、2日連続で実効性テス トに対応した場合でも、受験回数は1回とカウントされるのか。	過去の審議会において、電源 I' の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指 令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。な お、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テ ストを実施する場合がありますこととしております。 なお、2日連続で実施した場合でも、受験回数は1回とカウントします。
78	43	「なお、実効性テストは2日連続で実施する場合があります」と記載されてお りますが、こういったケースを想定された記載でしょうか？ 例えば、1日目実効性テスト実施 ⇒ 同日中に再テスト申込み ⇒ 2日 目実効性テスト実施のようなケースでしょうか？	過去の審議会において、電源 I' の実効率に関する懸念が示されました。それを受けて発動指 令電源の実効性テストにおいては2日連続で実施することを可能とするようにしております。な お、実際の発動指令に関しては本機関において必要と判断した場合に、2日連続で実効性テ ストを実施する場合がありますこととしております。

No.	頁	ご意見	回答
79	43	<p>実効性テストの実施指令の設定時間は、9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）となります。</p> <p>と記載がありますが、土日祝日のほか、一般的に電力会社として特異日と設定している日にち（12月30日、31日、1月2日、3日、等）につきましても、試験発動として確実に除外となることが判明している日付については明確にしていたくよう、修正いただけないでしょうか。</p> <p>なお、本内容については、ベースラインの算定対象日（High4of5の参照対象日）についても適用いただくよう修正検討をお願いいたします。</p>	<p>実効性テスト実施日、ならびにベースライン算定の除外日は、記載のとおり土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源 I 'の発動日含む）を除外することとします。</p> <p>例えば、2022年1月5日（水）に発動指令があった際の直近5日間は、2022年1月3日（月）1月4日（火）、2021年12月29日（水）、30日（木）、31日（金）となります。（なお、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近 5 日間の DR 実施時間帯の平均需要量の 25%未満となる場合も、当該日を除外します。）</p>
80	43	<p>実効性テスト時点でもネガワット調整金の契約が必要か？</p>	<p>ネガワット調整金は、小売電気事業者とアグリゲーターとの間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、アグリゲーターが小売電気事業者に対して支払う金額であり、小売・アグリゲータ双方で合意すべき内容のため、本機関が関与する内容ではございません。</p>
81	43	<p>相対契約乃至卸電力市場への入札を通じて適切に提供することが求められると理解しているが、後者の場合における適切な入札価格はあるか。スポット市場、時間前市場それぞれにつきご教示いただきたい。また、未約定時の取り扱いについてもご教示いただきたい。</p>	<p>実効性テストにおける適切な入札価格はありません。また、未約定時に調整力としての買取もありませんので、相対契約または卸電力市場等への入札により適切に対応してください。</p>

No.	頁	ご意見	回答
82	43	<p>※提供する供給力については、各リソースの発電販売計画または需要抑制計画へ適切に反映してください。なお、実効性テストにおいて調整力としての精算は行われません。</p> <p>と記載がありますが、調整力としての精算が行われず、ということは、実需給断面で、JEPXに応札後約定にならなかった発動指令電源について送配電事業者が買い取る、というスキームがなくなるという理解で会いますでしょうか。この場合、kWh取引はどのように取り扱われるのでしょうか。</p>	<p>実効性テスト期間においても、すべての事業者は計画値同時同量を実施し電力の安定的な供給を担っていただいております。そのような状況でインバランスを発生させることは安定的な供給を損ねる要因となります。そのため、実効性テストで発生したkWhについては、余剰インバランスを意図的に発生させないよう適切にご対応をお願いします。</p>
83	43	<p>「実効性テストを実施した発動指令電源提供者および容量市場へ参加予定の事業者は、発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）から、発電量調整受電電力量および接続供給電力量を取得します。」と記載がございますが、将来的には、託送契約等を締結している者から取得することなく、発動指令提供者にデータが取得できるような仕組みとしてほしい。</p> <p>（来年度よりアグリゲータライセンス制度が開始されることもあり、たとえばDR区分の需要抑制に該当する需要家データを提供いただける等制度の見直しをご検討いただきたい。）</p>	<p>本機関ではお答えできかねます。当該制度の見直しに関するご提案・ご意見等は管轄の組織へご相談ください。</p>
84	43	<p>「発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している発電契約者・契約者（託送契約者）」とは、「発電事業者、需要抑制リソースを保有する需要家への供給元小売電気事業者」を指すのでしょうか？</p>	<p>「発電事業者、需要抑制リソースを保有する需要家への供給元小売電気事業者」が一送と発電量調整供給契約・接続供給契約（託送契約等）を締結している場合は該当します。契約の締結有無については「発電事業者、需要抑制リソースを保有する需要家への供給元小売電気事業者」にお問い合わせください</p>
85	43	<p>発電量調整受電電力量および接続供給電力量を各契約者から取得すると記載がありますが、事前に登録している電源等リストに基づき、送配電事業者または電力広域的運営推進機関から発動指令電源提供者および容量市場へ参加予定の事業者に対して提供をいただくよう、対応をお願いいたします。各契約者経由での取得、または各契約者から同意取得後に各電力量を取得するのが困難なためです。</p>	<p>発動指令電源の容量提供事業者が、ご提供いただく容量についてその実績把握・管理を行うことは、当該事業者の責務と考えます。発動実績の報告についても、募集要綱および容量確保契約約款に記載のとおり、適切にご対応をお願いします。</p>

No.	頁	ご意見	回答
86	43,58	<p>発調受電電力量・接続供給電力量について、発電契約者・契約者に確認する必要があるが、発電契約者・契約者が当該情報を提供する必要性を認識していない場合、アグリは当該情報の確認作業に相当の労力を要することが想定される。また、当該情報については、需要家・発電者の同意がなければ開示されないことが想定され、実務がワークしない虞すらある。よって、発電契約者・契約者の同意に基づき、TSOが開示する運用とされたい。</p> <p>もし上記運用が不可能である場合、発電契約者・契約者がスムーズに情報を提供するよう、御機関においてガイドラインの策定や発電契約者・契約者に対する協力依頼文書の公表や広報活動、発電契約者・契約者との交渉が難航した際の手当等について、関係各所との連携も含め、適切な処置がなされるよう対応をお願いしたい。</p>	<p>発動指令電源の容量提供事業者が、ご提供いただく容量についてその実績把握・管理を行うことは、当該事業者の責務と考えます。発動実績の報告についても、募集要綱および容量確保契約約款に記載のとおり、適切にご対応をお願いします。</p>
87	44	<p>計量値の取得について、小売電気事業者や発電事業者等に対して、容量市場参加事業者または需要家から求めがあった場合には提供することを義務化もしくはERABガイドライン等で通知してほしい。そうでなければ、当該小売電気事業者等により妨害されるおそれがある。</p>	<p>ERABガイドラインは、本機関の管轄ではありませんので対応いたしかねます。容量提供事業者が託送契約（接続供給契約・発電量調整供給契約等）を締結していない場合、託送契約等を締結している事業者から計量値（発電実績・需要実績）の提供を受ける環境を整えていただく必要があります。計量値の取得が適切に行われるように、当該事業者間にて環境を整えてください。</p>
88	44	<p>【発動実績の算定について質問】2022年度電源 I '参加の発動指令電源（需要家）の評価について、電源 I '発動後、実行性テスト実施日との日数が短い場合、実効性テストのベースラインへ影響が懸念される。具体的に、ネガワットの場合、需要抑制時間を含んだ当日補正となるが、算定の考え方を確認させていただきたい。</p>	<p>電源 I 'の発動日を除外して、ベースラインを算定してください。</p>
89	44,45	<p>&lt;需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法&gt; 注1：DR実施日当日を含まない直近5日間の対象について、過去のDR実施日（電源 I 'の発動日を含む）を除外します。とありますが、弊社独自のDR指令に対する需要抑制も除外日として認めていただきますようお願いいたします。弊社では従前よりDRサービスを展開しており、弊社DR指令に対する需要抑制が対象日としてカウントされた場合、容量市場でのベースラインが下がることが想定されるためです。</p>	<p>一般送配電事業者の指令に基づかないDR指令は、需要抑制の除外日としては認められません。</p>

No.	頁	ご意見	回答
90	44	<p>需要抑制の場合のベースライン算定について、High4of5の当日調整の対象時間については、5時間前から2時間前までも選択可能なように要件緩和をお願いいたします。要件緩和については、発動指令電源提供事業者および容量市場へ参加予定の事業者単位、または需要家単位で設定可能なようにお願いいたします。背景としてはすでに他の事業や調整力公募では、新しいERABガイドラインに基づくベースライン算定が主流となっており、システム回収のインパクトが大きいためです。旧ベースライン（4時間から1時間前で補正）以外を認めないとしてしまうと、22年度は実効性テストと調整力公募で異なるベースライン設定となり不都合が生じ、また、24年度を想定すると、実効性テストのベースラインと実需給のベースラインが異なるという事態を招いてしまいます。</p>	<p>ベースラインの当日調整対象時間は、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。</p>
91	44	<p>【ベースライン算定について意見】2022年度電源 I 'では一般送配電事業者との協議による合意のもと、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインに規定されている代替ベースラインの採用が認められている。そのため、電源 I 'にて代替ベースラインを採用している需要家分については、代替ベースラインの採用を可能としていただきたい。また、high4of 5においては、当日調整時間を実需給開始時間の5時間前から2時間前へ統一いただきたい。2022年度電源 I 'の発動実績を代替として利用する場合、需要家は電源 I 'において当日調整5時間前から2時間前のベースラインに対して需要抑制を行うことから、同時に4時間前から1時間前のベースラインも考慮する必要性を生じさせ、需要家に無用な混乱を生じる恐れがある。結果として、電源 I '発動時の確実な調整力供出に支障をきたす恐れがある。</p>	<p>対象実需給年度2024年度における実効性テストおよび実需給期間中の算定については、募集要綱に記載のとおり、代替ベースラインは対象外とします。</p> <p>ベースラインの当日調整対象時間は、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。</p>

No.	頁	ご意見	回答
92	44	<p>&lt;需要抑制のベースライン（需要端）の算定方法&gt;における当日調整値算定に使用する時間帯について、「原則としてDR実施時間の4時間前から1時間前まで(2019.4.1ERABガイドライン)」と認識しておりますが、当日補正の時間帯として「DR 実施時間の5時間前から2時間前まで(2020.6ERABガイドライン)」を選択することは可能でしょうか？</p> <p>実効性テストは2022年度電源 I 'の実需給期間でもあり、2022年度電源 I 'で採用されている「DR 実施時間の5時間前から2時間前まで(2020.6ERABガイドライン)」と区別が難しい可能性があるためご確認させていただきたい。また、ERABガイドラインで記載している「代替ベースライン」を用いることはできない、とする理由を教えてくださいませんか？</p>	<p>ベースラインの当日調整対象時間は、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン改定の経緯等を踏まえ、容量市場の在り方等に関する検討会で検討します。</p> <p>対象実需給年度2024年度における実効性テストおよび実需給期間中の算定については、募集要綱に記載のとおり、代替ベースラインは対象外とします。</p>
93	45	<p>【要望】注釈1において、除外日の説明がなされておりますが、例えば2022/1/5(火)に指令があった際の直近5日間とは、2021/12/28～31、2022/1/4となるのでしょうか。</p> <p>年末年始や盆期間等のように、土日祝以外に除外される特異日を設定いただけますよう、要望いたします。</p>	<p>ベースライン算定の除外日は、記載のとおり土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源 I 'の発動日含む）を除外することとします。</p> <p>例えば、2022年1月5日（水）に発動指令があった際の直近5日間は、2022年1月3日（月）1月4日（火）、2021年12月29日（水）、30日（木）、31日（金）となります。（なお、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近 5 日間の DR 実施時間帯の平均需要量の 25%未満となる場合も、当該日を除外します。）</p>
94	45	<p>ベースライン（High 4 of 5, 当日補正あり）算定について、年末年始（12/29～1/3）は直近5日間から除外していただけないでしょうか？「総平均値の25%未満の場合の該当日」は除外となっているものの、「行政機関の休日に関する法律」により「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12/29～1/3」は行政機関の休日であり、年末年始は社会通念上で実質的な休日になっていると考えられます。また、同様な理由により、お盆期間（8/13～8/16など）は直近5日間から除外していただけないでしょうか？</p>	<p>ベースライン算定の除外日は、記載のとおり土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、過去の DR 実施日（電源 I 'の発動日含む）を除外することとします。</p> <p>例えば、2022年1月5日（水）に発動指令があった際の直近5日間は、2022年1月3日（月）1月4日（火）、2021年12月29日（水）、30日（木）、31日（金）となります。（なお、DR 実施時間帯の平均需要量が、当該日を含む直近 5 日間の DR 実施時間帯の平均需要量の 25%未満となる場合も、当該日を除外します。）</p>

No.	頁	ご意見	回答
95	46	<p>各コマのリクワイヤメント達成率の算定式について、電源等リスト全体の発動実績[kWh] / アセスメント対象容量[kW] だとほぼ半量の達成率になってしまうのではないのでしょうか？（電源等リスト全体の発動実績[kWh] を kW 値に換算したうえで、アセスメント対象容量[kW] で割る必要があるのではないのでしょうか？）</p> <p>また、「各コマのリクワイヤメント未達成量[kWh] の算定式について、アセスメント対象容量[kW] * 各コマのリクワイヤメント未達成率」ですと単位は kW になるのではないのでしょうか？</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>「各コマのリクワイヤメント達成率」等の算定式について、アセスメント対象容量は30分kWh換算値を用いて算定することにより明確化いたします。</p>
96	46	<p>リクワイヤメント未達成量について、「発動実績がアセスメント対象容量よりも大きい場合」も算定対象に含めていただけないでしょうか？ 案では、未達成率が負値となる場合は零となるため、「発動実績がアセスメント対象容量よりも大きい場合」は算定対象外（「発動実績がアセスメント対象容量よりも小さい場合」は算定対象）になっていると考えております。</p>	<p>発動実績がアセスメント対象容量よりも大きい場合、達成率は「1」として評価します。なお、本マニュアル47ページに記載のとおり、リクワイヤメント未達成量が0の場合に限り、期待容量（実効性テスト後）の算定において、算定対象となっております。</p>
97	46	<p>①実効性テストで「期待容量 &gt; 容量確保契約容量」となる場合は追加オークションへの応札、電源等差替が可能とのことだが、追加オークションへの応札を検討した場合、どういった手続きになるのか。</p> <p>②超過した期待容量分の価格については、2020年度メインオークションの約定価格と同一となるのか。</p> <p>③追加オークションへ応札する場合、1 需要家での容量切り分けを行って応札する可能性が考えられるため、同方法が問題ないかも併せて確認させていただきたい。</p>	<p>①②追加オークションに関する内容は、別途、公表いたします。</p> <p>③応札は電源等リスト単位となるため、1 需要家を切り分けて複数の電源等リストへ登録することはできません。</p>
98	47	<p>「3.2.2.3 発動実績等の算定 注2：端数処理」において、コマごとの達成率、未達成率を小数点第1位四捨五入と記載があるが、記載誤りではないか。</p> <p>達成率については、現行の調整力公募の指定（小数点第1位四捨五入）に基づきシステム構築が完了していることから、調整力公募と同じ桁数を踏襲いただくよう考慮いただきたい。</p>	<p>端数処理について、コマ毎の達成率、未達成率は、小数点第1位を四捨五入します。なお、有効桁数を10桁とするための四捨五入となります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
99	48	【要望】同時期の再テスト希望登録について、実効性テストから1週間後が期限となっておりますが、件数が多くあり、実績を集計するのに2週間程度要するため、例えば3週間後までのように希望登録期限の延長をご検討いただけますでしょうか。	同時期の再テスト希望登録期限を延ばすと、その分だけ初回テストの実施可能期間が短くなるため、再テスト要否判断を1週間以内に出来る体制のご検討をお願い致します。難しい場合は再テスト要否判断前に再テストを申込した後、不要と判断した場合は再テスト実施前にすみやかに属地一般送配電事業者に連絡することでキャンセル可能です。
100	48	同時期に再テストを希望する場合、実効性テストの1週間後までに再テスト実施希望を連絡する必要があるが、発調電力量・接続供給電力量の収集やベースラインの算定等、再テストの必要性を判断するための分析を実施する期間等を考慮すると、1週間では到底不可能。十分な期間を確保されたい。また、1週間後の再テストを申し込んだ後、1回目の実効性の発動実績を提出することを決定した場合、再テスト実施前に速やかに属地一般送配電事業者へ連絡をすれば、申込後のキャンセルは可能なのか。	同時期の再テスト希望登録期限を延ばすと、その分だけ初回テストの実施可能期間が短くなるため、再テスト要否判断を1週間以内に出来る体制のご検討をお願い致します。難しい場合は再テスト要否判断前に再テストを申込した後、不要と判断した場合は再テスト実施前にすみやかに属地一般送配電事業者へ連絡することでキャンセル可能です。
101	48	【該当箇所】同時期に再テストを希望する場合には実効性テストの1週間後、別時期に再テストを希望する場合には実効性テストの2か月後を期限とし、容量市場システムへの再テスト希望の登録、属地一般送配電事業者への再テスト希望時期の連絡を実施します 【質問】例えば最初の実効性テストが9月25日に発生した場合、1週間以内に再テスト希望の登録をしても10月に入ってしまうが、この場合夏期の再テストの取扱いはどうなるのか。 それとも再テストの希望～実施の期間を鑑み、9月中旬までには実効性テストが発動される予定なのか。	再テストの申込につきましても、調整の結果、希望どおりにならない場合がありますので、同時期に実施できない場合は別時期となります。
102	48	同時期の再テスト実施有無の検討にあたっては、実効性テスト実施事業者が自ら算出した実効性テスト未達成量のみをもとに判断するということでしょうか？（広域機関による実効性テスト未達成量の算出はこの時点では行われなという認識でよろしいでしょうか？）	ご認識のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
103	50	<p>「表3-2に、※2回目の再テスト実施を希望する場合には、「夏季」「冬季」とも「有」にチェックが入っている状態になる」と記載があります。</p> <p>夏季に実効性テストを実施し、その後、夏季に1回目の再テストを実施してから2回目の再テスト可否を検討したい場合は、以下の通りに登録すれば可能でしょうか？          （それとも再テスト希望は1回しか登録できないのでしょうか？）</p> <p>先ず、夏季：再テスト有、冬季：再テスト無しとして登録する。</p> <p>その後、1回目の再テストを実施したが、うまくいかずに2回目の再テストの登録を以下の通り行う。</p> <p>夏季：再テスト有、冬季：再テスト有</p>	<p>ご認識のとおり、記載いただいている登録方法でお願いいたします。</p> <p>なお、再テストは夏季に1回・冬季に1回の最大2回受けることが可能となります。</p>
104	50	<p>【質問】再テスト希望登録について、夏季に実効性テストを実施した後に、再テスト希望を夏季・冬季の2回を同時に登録しても問題ないでしょうか。</p>	<p>夏季に実効性テストを実施した後に、夏季・冬季に再テストを希望される場合は、夏季の実効性テスト終了段階では夏季のみに希望登録していただき、夏季の再テスト終了段階で、冬季に希望登録していただくことになります。</p>
105	52	<p>発動指令電源提供者は、発動実績の報告を行う必要があると思いますが、OCCTO殿もしくはTSO殿より様式に従った資料を作成いただくことをご検討できないでしょうか。OCCTO殿は最終的に発動指令提供者が作成した資料を確認すると推測しておりますが、作成済み資料を発動指令提供者が確認したほうが作業効率化が図れると考えられます。必要に応じて、ご検討いただけますよう、よろしくご意見申し上げます。</p>	<p>発動指令電源の容量提供事業者が、ご提供いただく容量についてその実績把握・管理を行うことは、当該事業者の責務と考えます。発動実績の報告についても、募集要綱および容量確保契約約款に記載のとおり、適切にご対応をお願いします。</p>
106	52	<p>【要望】注釈2において2023年3月10日までに発動実績の登録をしないと市場退出になると記載がありますが、仮に2023年2月28日に実効性テスト(再テスト含む)が実施された場合は、低圧のCルート(一般送配電事業者から提供される計量値)のデータは、その日程が含まれる検針日の5営業日後(逆潮流の場合)、4営業日後(順調流の場合)までに事業者提供されます。従って、仮に2月27日が検針日だった場合で、3月の検針日が3月31日だった場合、2月28日のCルートのデータは3月31日の5営業日後(逆潮流の場合)までの提供となり、3月10日の提出は不可能になると考えます。締切日を少なくとも2023年4月12日(火)：3/31の5営業日(4/7(木)でも余裕がある日程)程度まで延長することをご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>注2に記載のとおり、2023年2月に実効性テストを実施し、3月10日までに発動実績が報告できない場合は、本機関へその旨を申し出てください。</p>

No.	頁	ご意見	回答
107	52	「2023年3月10日までに発動実績を報告しない場合市場退出」の旨記載がありますが、メインオークション募集要綱「市場退出時の経済的ペナルティの算定方法」における、ペナルティ5%・10%の区分日「容量確保契約の変更または解約の確認期間が終了する日」は同日の理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
108	54	実効性テストの代替となる電源 I' の実績としては、1回分(3時間)の実績を提出すればよいか。また、例えば12回の発動の内、半分の回で未達成となり、もう半分の回で全て達成となった場合でも、成功の回の実績を提出することで未達成には該当しないという理解でよいか。	ご認識のとおり、いずれか1回分を提出していただけます。 ただし、他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源 I' の指令）に応じた電源等である必要があります。
109	54	電源 I' の実績を使用する場合は「電源 I' の各リソースが分かる契約書等の写し」を提出するとあるが、電源 I' の応札者とリソースアグリゲーター間の契約書(リソースの住所や契約容量が記載)でも問題ないか。※電源 I' の応札者ではない事業者(RAとして参加)が、容量市場では同一リソースを使って応札者として参加する場合を想定	実効性テストではアグリゲーター能力を評価することで、リソースの能力も確認することとしております。そのため、電源 I' の発動実績を代替とする場合、発動指令電源提供者と電源 I' 契約締結者が同一であることを条件としております。つきましては、電源 I' の応札者ではないRAが容量市場の応札者として参加する場合、電源 I' の実績を実効性テストの代替として使用することはできません。
110	54	【質問】注釈1(補足説明資料P15)において、同一とは、発動指令電源提供者(事業者A)と電源 I' 契約締結者(事業者B)が同一(事業者A=B)であることを指すのか、それとも、別事業者(事業者A≠B))でも構わないのか、明確にしていきたい。その上で、複数の電源 I' 契約のリソースは不可とあるが、提供できる供給力の蓋然性を確認する意味において考えると、同一条件(発動日・時間)が一致していれば、複数者の発動実績であっても実効性テストの要件を満たしているものと考えられるが、どういった理由で単一の事業者の結果のみを扱うことになっているのか、ご教示いただけますでしょうか。	実効性テストではアグリゲーター能力を評価することで、リソースの能力も確認することとしております。そのため、電源 I' の発動実績を代替とする場合、発動指令電源提供者と電源 I' 契約締結者が同一であることを条件としております。同時に、発動日・時間が同一であっても、複数の電源 I' 契約のリソースによる代替も不可としております。

No.	頁	ご意見	回答
111	54	<p>他の発動実績を代替データを利用する場合として、一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源 I' の指令が挙げられているが、一般送配電事業者からの指令があったタイミングで、電源 I' には参加していない需要家（容量市場には参加予定）もしくは他アグリにて I' に参加している事業者にもアグリから指令を行い、同じ日時で需要抑制をした場合、代替データとして認められるのか。</p> <p>実効性テストと電源 I' の発動の関係については、本マニュアル案が出されるまでは確定した取扱いが出されておらず、需要家は、2022年度の電源 I' の事業者と、2024年度の容量市場の事業者選定時に、実効性テストを踏まえた判断ができていなかったこともあり、上記のような取扱いを認めていただきたい。</p>	<p>実効性テストではアグリゲーター能力を評価することで、リソースの能力も確認することとしております。そのため、電源 I' の発動実績を代替とする場合、発動指令電源提供者と電源 I' 契約締結者が同一であることを条件としております。同時に、発動日・時間が同一であっても、複数の電源 I' 契約のリソースによる代替も不可としております。</p>
112	54	<p>【該当箇所】他の発動実績を代替として利用する場合、電源等リストに記載されている全ての地点が、同一指令（一般送配電事業者から同一の事業者に対する同一期間の電源 I' の指令）に応じた電源等である必要があります。</p> <p>【質問】補足説明資料15ページに記載ある代替対象外となるケース①、②を読む限り、22年度電源 I' と電源等リストそれぞれに記載ある全需要家が完全に一致していなければならないと理解したが、単価やルールが異なるプログラムで需要家を完全に一致させることは略不可能であるため、個別需要家毎での実効性テストの代替を認めていただきたい。</p> <p>【補足】電源 I' へ参加する需要家から見ても、容量を確保している事業者の登録全地点が電源 I' へ参加しているか、確認することは非常に困難であり、実効性テストの実施が事実上必須になってしまう。また事業者から見ても実効性テスト免除に向けて応札容量を細分化していない限り、電源 I' の結果を使用できず実効性テストの実施が事実上必須になってしまう。</p>	<p>発動実績の評価は電源等リスト単位で行うため、電源等リストに含まれるリソースが同一指令に応じた場合の実績を評価する必要があります。従いまして、個別需要家毎の代替は認められません。</p> <p>なお、2022年度の電源 I' と電源等リストそれぞれに記載ある需要家・電源等が完全に一致していなくても、電源等リストに記載のある需要家・電源等の全てが、電源 I' に含まれている場合も代替として認めることとしております。</p>

No.	頁	ご意見	回答
113	54	注1：ほかの発動実績の報告について 電源 I ' 契約の需要家リストに、発動指令電源の電源等リスト登録しているリソース以外のリソースが含まれている場合であっても、発動指令電源リスト登録以外のリソースの実績を除外する等して、電源 I ' 契約の実績結果が活用可能という取扱いになるという理解でありますでしょうか（補足資料P15の対象外ケースでないことは確認していますが念のため確認させてください）。	ご理解のとおりです。
114	54	他の発動実績として電源I'が紹介されておりますが、電源I'の発動と実効性テストのタイミングが同日、若しくは同時刻に発生することはあるのか。その場合でも実効性テストの評価方法は変わらないのか。	電源 I ' 厳気象対応調整力の公募において、「発動指令電源と電源 I ' で重複する契約電源等があるときに、実効性テストと電源 I ' を同日に指令する場合、電源 I ' の指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱う（なお、電源 I ' 発動指令後、同日中の実効性テストの指令は行なわない）。」旨とされておりますので、ご確認をお願いします。
115	54	「注1：他の発動実績の報告について」において、「他の発動実績の算定に用いられた需要抑制のベースラインがhigh 2 of 3やそれ以外の考え方に基づき算定されている場合には、high 4 of 5に基づきベースラインを再算定したうえで、発動実績を報告してください（high 4 of 5のベースライン算定方法は、『3.2.2.2ベースラインの算定』をご参照ください）。」と記載があるが、2022年度電源 I ' の発動結果を代用する場合、High4of5の当日補正については、2022年度の調整力契約に基づき5時間～2時間前で算定した発動結果を、2024年度容量市場の実効性テストマニュアルに基づき4時間～1時間前で再度算定し、提出する必要があるという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
116	54	注1：ほかの発動実績の報告について 発動指令電源実効性テストの季節を希望しておくのと並行して、電源 I ' 契約に基づく発動実績の提出について準備をしていた場合で、電源 I ' 発動実績を提出することを決定した場合で実効性テストをキャンセルしたい場合は、キャンセルが可能なのでしょうか。または、キャンセルが不可能な場合、発動指令に対して応動しない（OptOUTする）という選択肢はあるのでしょうか。その場合の罰則、影響はどのようなことが想定されるのでしょうか。	本マニュアル43ページに記載のとおり、他の発動実績を実効性テスト結果の代替として提出予定で、実効性テストを受けないと判断した場合、その旨をすみやかに属地一般送配電事業者に連絡して下さい。

No.	頁	ご意見	回答
117	55	【誤記指摘】⑧の留意点に記載の「電源等リストに記入した電源等リスト単の期待容量[kW] を記入」⇒「電源等リストに記入した電源等リスト単位の期待容量[kW] を記入」(誤記だと思われます)	ご指摘ありがとうございます。 修正いたします。
118	56,57	<p>「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2024年度）」のp.12において、自家消費にのみ供される電源（以降、自家消費）と自己託送および特定供給のみに供される電源（以降、自己託送）は、必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、参加登録が可能と記載されています。</p> <p>今回マニュアルp.56～57において、「ベースライン（需要端）」、「接続供給電力量（需要端）」は、部分供給の場合（自己託送含む）についても全量の値を用いると記載がございす。</p> <p>全量の値（受電点）を用いる場合、自家消費は、自家消費分が除かれた値となりますが、自己託送の場合は、自己託送分も含まれた値となり、平仄が合っていないと考えますので、ご確認頂きたい。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>自己託送による需要については、当該地点の抑制では系統への供給力が供出されないものと評価することが適当であると判断いたします。</p> <p>ただし、自己託送地点であっても小売供給分がある場合、当該需要の抑制については、系統への供給力が供出されるものと評価することが適当であると判断いたします。</p> <p>なお、自己託送に用いられる電源については、募集要綱に記載のとおり、自己託送のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。</p>
119	58	⑧自己託送の計量値について、2022年度時点では自己託送ではないが2024年度までに実施予定の場合はどう扱うべきか？逆に2022年度時点では自己託送を行っているものの、2024年度時点では自己託送を止める予定の場合はどう扱うべきか？	<p>電源等リスト登録時点の状況にてご登録いただき、変更された際に変更手続きを行ってください。</p> <p>なお、自己託送の需要地点について、本マニュアルを変更いたしましたので、ご確認ください。</p>
120	58	計量値の取得について確認させていただきたい。足元でTSOと需要抑制量調整供給を締結し、卸電力市場にてネガワット取引を運用しているが、リアルタイムで託送約款システムから計量値は取得できず、運用断面ではベースラインの算定ができない。そのため、アグリゲータ事業者の負担で別途子メーターを設置することでリアルタイムの計量値を取得し、ベースラインを算定、算定したベースラインをもって計画値変更に対応している。同様の環境を容量市場においても整備する必要があるか。また、当該環境整備は実効性テスト実施前に求められるのか。多数の需要地点における子メーター設置工事には一定程度の期間を要するため、環境整備の時期については柔軟にご対応いただきたい。	実効性テストにおけるベースラインは確報値を用いて算定していただくため、計量値をリアルタイムに取得していただく必要はありません。一方、卸電力市場の取引のためリアルタイムに取得が必要なのであれば、適切にご対応をお願いします。

No.	頁	ご意見	回答
121	58	計量値の取得について、「託送契約等を締結している事業者」とは、需要抑制リソースを保有する需要家への供給元小売電気事業者であり、容量提供事業者は各需要家への供給元小売電気事業者から計量値を取得できるよう調整する必要がある、という理解でよいでしょうか？	供給元小売電気事業者が一送と託送契約等を締結している場合は、ご認識のとおりです。但し、容量提供事業者が一送との託送契約等を締結している場合、その容量提供事業者は一送から計量値を取得することが出来ます。
122	63	【質問】市場退出の手続きについて、4/1以降に実施した場合もしくは4/10以降に御機関による手続きがなされた場合の市場退出ペナルティは10%となるのでしょうか。	追加オークションの開催判断をする前の市場退出となるため、市場退出ペナルティは5%となります。
123	64	突合結果不一致の場合、とのことだが、電源等リスト全体での整合性を確認するのか、そこに含まれる需要家や電源等ごとに整合性を確認していくのか。また、結果不一致だった場合、広域機関での算定結果および諸元資料等については提供いただけるのか。アグリは小売電気事業者や需要家等を經由した諸元データを用いて算定するため、諸元自体が不一致となる可能性もあり、広域機関の算定結果や諸元資料等についても提供いただいたうえで内容について検証を行いたい。	需要家や電源等ごとに整合性を確認します。不一致であった場合は、本機関での算定結果もご確認いただきながら、不一致解消に向け協議させていただきたく予定です。
124	65	突合結果不一致の場合の通知目安について、実績情報登録後〇日以内、または〇月〇日までに通知する、等の明示をお願いいたします。特に需要抑制の場合、ベースライン算定等からの再検証を行う場合、時間を要します。最低1カ月以上、不一致の検証、再登録等に時間を事業者側にいただけるよう、余裕を持った電力広域的運営推進機関様側の対応をお願いいたします。	10営業日以内を目処に通知することを予定しておりますが、報告受付件数の状況により前後することがあるため、現時点では明示することは致しません。

No.	頁	ご意見	回答
125	66	<p>【質問】電源等リスト(様式9)において、部分買取の場合に売電先を全て記入とありますが、意図として、1発電所は1事業者から応札するため、複数者が別々の発電量調整供給契約においてそれぞれ発電販売計画を提出している場合、計量値が複数者それぞれに提供されるための措置であって、取引計画における部分買取する(調達計画で発電出力の一部を買取している)ケースにおいては、ここでいうところの部分買取に当たらず、発電者もしくは1の応札事業者が当該発電者の発電計画より記載することを意図している理解で正しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
126	66	<p>【質問】電源等リスト(様式9)において、部分供給や自己託送地点(需要家)の登録も可能となっていますが、趣旨としては、当該需要が需要抑制した場合、予め計画された供給力が余剰となり、それを発動指令電源提供者が何らかの手段により他の小売電気事業者の供給力(もしくは一般送配電事業者の調整力)となるため、リソースに含めても良い、という理解で正しいでしょうか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 自己託送による需要については、当該地点の抑制では系統への供給力が供出されないものと評価することが適当であると判断いたします。 ただし、自己託送地点であっても小売供給分がある場合、当該需要の抑制については、系統への供給力が供出されるものと評価することが適当であると判断いたします。 なお、自己託送に用いられる電源については、募集要綱に記載のとおり、自己託送のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。</p>
127	66	<p>募集要綱にあるように、自己託送に用いられる電源(発電側)においては、自己託送のために必要となる容量を上回る容量についてのみ、容量市場への応札が可能と認識しております。今回公表いただきました電源等リスト(様式9)において、自己託送において送電される側(需要地点)の需要抑制の登録も可能となっていますが、令和2年2月17日付「工場等判断基準ワーキンググループ」の中間取りまとめにおいて、自己託送は自営線と同様の扱い(系統需要として見做さない)であり、当該自己託送需要の抑制では広域予備率緩和への影響が無いため、自己託送以外で供給された残電力需要でベースライン・発動実績を算定することが制度趣旨に合致するのではないのでしょうか。 <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kojo_handan/20210323_report.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/sho_energy/kojo_handan/20210323_report.html</a></p>	<p>ご指摘ありがとうございます。 自己託送による需要については、当該地点の抑制では系統への供給力が供出されないものと評価することが適当であると判断いたします。 ただし、自己託送地点であっても小売供給分がある場合、当該需要の抑制については、系統への供給力が供出されるものと評価することが適当であると判断いたします。 なお、自己託送に用いられる電源については、募集要綱に記載のとおり、自己託送のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は登録可能です。</p>

No.	頁	ご意見	回答
128	全体	【質問】発動指令電源の概念は、電源 I 'がベースとなっていることを過去の平場での議論から明らかである認識だが、電源等リスト登録の時期や一地点一電源の制約など、制度と事業者が一体となり作り上げた既存制度からの継続性に欠け、断片的、点在化しているのではないかと制度設計側として軽微な変更を考えているかもしれないが、デマンドレスポンスに関しては需要家（発電事業を専門としているわけではない）あつての制度であり、運用方法、リクワイアメントの継続性は極めて重要。そちらの視点もご考慮いただきたい。	ご要望として今後検討させていただきます。